

令和8年1月

事業者の皆様

旭川市水道局経営企画課契約係

特例監理技術者の名称変更について

これまで建設業法第26条第3項ただし書の規定を適用する監理技術者を「特例監理技術者」としてきましたが、それを国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」に合わせて、同法第26条第3項第2号を適用する場合を「専任特例2号」とすることとし、現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書の一部の表記を別紙のとおり変更します。

1 提出いただく書類の変更日

記載いただく内容について変更はありませんが、令和8年2月1日以降に契約する建設工事の請負契約から新様式でお願いします。

なお、新様式は水道局ホームページの契約関係書類の中に掲載しております。

現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書

工事名

上記建設工事に係る現場代理人等を次のとおり指定（変更）したので通知いたします。

区分	氏名	資格	備考
現場代理人			
主任技術者			
監理技術者			
監理技術者補佐			
専門技術者			

参考 営業所の専任技術者の氏名（ ）

なお、経歴は別紙経歴書のとおりです。

建設業法第26条第3項第2号（以下「専任特例2号」という。）の規定を適用する監理技術者が兼務する工事は、次のとおりです。（兼務しない場合は記載の必要はありません。）

発注者	
工事名	
工事場所	
工期	
監理技術者補佐が担う業務	

（宛先） 旭川市水道事業管理者

令和 年 月 日

住 所

請負人

氏名

主管課	課長	課長補佐	係長	工事監督員

注1 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者別に記載すること。

2 専門技術者の場合は、その工事種別を「備考」欄に（ ）書きすること。

3 現場代理人等に変更がある場合は、その理由を「備考」欄に記載すること。

4 監理技術者が他の工事と兼務しない場合は、監理技術者補佐を記載する必要はない。

5 専任特例2号を適用して監理技術者が他の工事と兼務する場合

・発注者が旭川市以外の場合は、兼務について旭川市以外の発注者に確認すること。

・工事の施工に当たり、兼務が適当でないと判断される場合は、兼務を解除する場合がある。